

確定申告

申告書は自分で書いてお早めに!

先月号(1月号)でもご案内しましたが、国税庁のホームページでは「確定申告書等作成コーナー」を設けています。

このページの画面に従って必要事項を入力すると確定申告書が作成でき、そのまま税務署等に提出できます。

● 国税庁のホームページアドレス ●

<http://www.nta.go.jp>

⇒「確定申告書等作成コーナー」から

- このページでは所得税、消費税の確定申告書のほか、青色申告決算書、収支内訳書及び医療費の明細書等が作成できます。
- カラープリンターで印刷した確定申告書が、そのまま税務署等に提出できます。
*ただし、申告する内容によって源泉徴収票などを申告書に添付する必要があります。
- 24時間利用でき大変便利です。

農業所得の確定申告

本市の農業所得標準(平成16年産米)の開示は、2月15日発行の「おしらせこうか」に掲載する予定です。

標準外経費に該当する領収書等は、申告相談時にご持参ください。

なお、平成17年産米までは農業所得標準を作成することになりますが、平成18年産米からの農業所得標準は廃止され、収支計算となりますので、農業所得に関係する収入や経費がわかる伝票、領収書等は必ず保管し、集計が必要となりますのでご注意ください。

確定申告
相談期間

2月16日(水)～3月15日(火)

*各申告会場や確定申告に関することは「おしらせこうか1月15日号」及び市ホームページにも掲載しています。

◎ **所得税・贈与税の確定申告** ⇒ **3月15日(火)まで**

◎ **個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告**
⇒ **3月31日(木)まで**

*市役所、及び税務署での確定申告相談は土・日・祝日を除きます。

水口税務署 個人課税第1部門 ☎62-0317

市役所 税務課 ☎65-0679

こんなときどうすればいいの?

市民生活課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

契約ってなに?

「電話勧誘であいまいに答えたら、契約したことになっていた」「訪問販売でしつこく勧誘されたのでつい承諾したが、解約できないか」などのトラブルを防ぐには、契約に関する正しい知識を持つことが不可欠です。

・ 契約はいつ成立するか

消費者契約は、商品やサービスを提供する事業者と消費者の約束(合意)です。合意がなければ契約は成立しませんし、義務を負うこともありません。例えば、注文していないのに商品が一方的に届けられ、「代金を振り込むか、5日以内に返品してください」と書いてあっても、買い取る義務も返品する義務も負いません。この場合、14日間(業者に引き取りの請求をした場合には、その日から7日間)過ぎれば、自由に処分できます。ただし、受け取った商品がこの期間が経過する前に使ったり、代金を支払うと、契約を承諾した行動とみなされてしまいます。

・ 契約書と契約

契約書を取り交わすことは、合意の内容をあとで確認するための証拠書類であって、契約の本体はやはり「合意」です。ただし、契約条件が書かれた契約書にサインをすると、記載された内容をよく読んでいなくても、原則として記載された内容を全部承諾したものと推定されます。そのため、契約書はよく読んでからサインすることが重要です。

・ 契約の拘束力

いったん成立した契約は、双方の都合だけで勝手に解約することはできません。契約を守らないうと、法的に履行を強制されたり、債務不履行として損害賠償の責任を負います。契約する時は十分注意しましょう。



消費生活相談窓口

(市民生活課 生活安全係)
月曜日～金曜日
9:00～15:00
☎65-06885